

## 第 11 回 特定外来生物等分類群専門家グループ会合(爬虫類・両生類)

### 議事概要

1. 日時 2026 年 3 月 5 日 (木) 10 : 00 ~ 12 : 00
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者 (敬称略) (委員) 戸田光彦 (座長)、石橋徹、鈴木大、三谷伸也  
(環境省) 自然環境局野生生物課外来生物対策室長 中島治美、室長補佐 千葉康人、係長 田口知宏  
(農林水産省) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐 長山和樹、係長 渡部智寛、農林水産技術会議事務局 研究開発官室 研究専門官 藤井智久  
(事務局) 環境省業務請負 : (一財) 自然環境研究センター

#### 4. 議事概要

##### 【未判定外来生物の判定について】

(環境省から資料 1、2、3 を説明)

<和名について>

- ・ (戸田座長) ワシントン条約附属書に記載されている和名であるフトヒゲカメレオンモドキ (*Anolis barbatus*)、ホソカメレオンモドキ (*Anolis porcus*) を採用したい。  
(石橋委員) 流通名との乖離があるため注意が必要。ホソカメレオンモドキは流通名として「ポルカスカメレオンモドキ」が多く使用されている。飼育者が昔から使用している呼び名の方が、運用上望ましいのではないか。  
(鈴木委員) 資料 3 では学名のカタカナ読みを採用している種とそうでない種が混在しており、共に議論が必要だ。  
(戸田座長) 特定外来生物の *Anolis* 属については、流通名や英名がある場合はそれを使用している。今回の 2 種は流通名があるため、学名のカタカナ読みではなく「~カメレオンモドキ」が使われている。
- ・ (環境省) 法令の施行規則において、学名に対して括弧書きで日本語の名称を付けるにあたり、文献等で根拠のある名称を採用している。政令・省令への記載には根拠となる文献が必要となる。流通名を採用する場合は何らかの文献が必要だ。  
(三谷委員) 「ホソカメレオンモドキ」はあまり使われない名称である。「フトヒゲカメレオンモドキ」については、「バルバータスカメレオンモドキ」がより広く使用されている印象がある。ワシントン条約で記載されている名称を採用するという考え方も一案としては有り得る。  
(石橋委員) 文献として、飼育情報雑誌であるクリーパーやビバリウムガイドの記事を参照するのが良いだろう。

(戸田座長) ワシントン条約の附属書と外来生物法で名称が異なるのは違和感があり、揃えたほうが良い。

- ・ (鈴木委員) 学名のカタカナ読みを和名に採用した場合、学名が変更された時に問題となるのではないか。
- ・ (石橋委員) 現場の認識とリンクさせる必要があり、流通名と紐づけできるよう、括弧書きで併記できることが望ましい。

(環境省) 政省令では1つの名称に絞る必要がある。その他、普及啓発の場面等での併記は可能である。

- ・ (戸田座長) クリーパーに掲載された二木(2015)で使用され、ワシントン条約の附属書でも使われている「ホソカメレオンモドキ・フトヒゲカメレオンモドキ」を採用する方向で決を採りたい。
- ・ (全委員) 異論はない。

#### <飼育や流通について>

- ・ (三谷委員) フトヒゲカメレオンモドキは2000～2015年頃に流通したが、人気は高くなかった。現在はほとんど流通がなく、少数のブリーダーが累代飼育したものが売買されている状況だ。動物園での飼育例も少ない。現在は飼育器具の発達により改善されている可能性はあるものの、飼育関係者からは、飼育下繁殖個体がクル病になりやすい種と伺っている。親個体のカルシウム不足の影響か、生まれた子供が成長不良になる傾向が強そうだ。

(戸田座長) 資料2に動きが鈍いとの記述があるが、実際はどうか。

(三谷委員) 動きは鈍く、直射日光を嫌い木漏れ日の環境でじっとしており、弱々しい印象を受けた。

- ・ (石橋委員) ホソカメレオンモドキ、フトヒゲカメレオンモドキの両方を治療した経験がある。動物病院であるため具合の悪い個体に来るというバイアスは存在するものの、脱水が多く、若齢時に成長不良になってしまう個体が多い印象がある。野外で生き残っていることが不思議なほど弱い動物といった印象がある。
- ・ (戸田座長) 原産地のキューバでは野生で生き残っているため、弱いだけの生物と思い込まない方が良さだろう。

#### <逸出・遺棄リスクについて>

- ・ (石橋委員) 資料2には「飼育・繁殖は容易」との記述があるが、現在はブリーダーからは殖やしにくい種であると聞いている。今国内で飼育されているものは餌として与えたカタツムリの殻をかみ砕けないなどの問題が出ており、遺伝的な問題によるものなのか、弱い個体群となっているのではないか。ヨーロッパの飼育下繁殖個体も同様の問題を抱えている可能性があり、野外採取個体が多数輸入されないかぎり状況は変わらないと思

われる。高価な種類なので、遺棄されることはまずないだろう。逸出しても、捕食や脱水によって生息環境に到達できないのではないか。

- ・（三谷委員）高価な種類である。カメレオンモドキではないが、行動が類似のカメレオンの例では、逸出しても飼育場所の周辺で2～3日以内に捕獲されることがほとんどである。幼体の逸出は考えにくく、成体は大きいため発見・保護が容易であろう。物陰に入り込んで隠れることはなく、木陰で動かずにいる。

（戸田座長）他のトカゲ類と比較すると、逸出や遺棄のリスクは低いだらう。

- ・（石橋委員）現在、離島などでは環境意識が高くなっており、希少種や外来種についての条例も作られている。原産地の生息環境に近いような地域では流通を制限するといった、条例での取り扱いも検討すべき。

#### <日本の野外で定着・繁殖リスクについて>

- ・（戸田座長）定着と繁殖のしやすさについて、飼いにくいからと言って増えづらいとは言うできないので、注意が必要である。

- ・（三谷委員）1週間に1、2回採餌すればよい動物と認識している。ただし原産地であるキューバと日本では餌条件の違いがあるため、定着については言及しづらい。

- ・（石橋委員）乾燥に弱い動物で、生息には雲霧林のような大気湿度が高い環境が必要であろう。逸出したとしても、現状の飼育下個体は野生個体より弱くなっている。

（環境省）比較的乾燥したかく乱環境ではなく、高温多湿なやんばる地域のような環境でないと定着は難しいということか。

（石橋委員）西表島ややんばる地域、小笠原などは高温多湿ではあるが、季節性がある。大台ヶ原のように常に安定して大気湿度が高い環境かどうか重要である。

- ・（戸田座長）仮に特定外来生物に指定されなかった場合、原産地以外で繁殖された個体が輸入される可能性があるが、ワシントン条約のトレードデータベースを見ると原産国キューバからの輸出はないため、今後も野外採取個体がまとめて輸入される状況は考えにくいだろう。

- ・（鈴木委員）海外から別系統の飼育下繁殖個体が入ってかけ合わされることで繁殖力が強くなる可能性はあるのか。

- ・（石橋委員）日本同様に海外の飼育下繁殖個体群も弱い系統となっている可能性があるが、系統の異なる飼育下繁殖個体とのかけ合わせで強い個体群となる可能性はある。

#### <野外での増殖・分散能力について>

- ・（戸田座長）アノールトカゲの仲間では、世界的にはブラウンアノールが外来生物として各地に侵入して高密度化しており、グリーンアノールがそれに続く状況にある。これらは動きが素早く分散能力も高いものと考えられるが、カメレオンモドキについてはどうか。

- ・（石橋委員）診察時も動きが緩慢で、とにかく動かない。口を開けて威嚇するだけで逃げ

ない。

- ・（戸田座長）現地でも、分散能力は低いだらうという報告がある。
- ・（三谷委員）健康な個体でも口を開けて威嚇するだけで動かない動物であった。アメリカ本土で定着の事例はないのか。  
（戸田座長）文献上、原産地以外で外来種となった事例は確認されていない。

#### <逸出定着時の防除について>

- ・（戸田座長）これまでの意見をまとめると、仮に定着し防除の必要が出てきた場合でも個体の回収は容易であろうという認識で良いか。  
（全委員）異論はない。
- ・（戸田座長）もし防除しなければならなくなった際の防除手法などについて、カメ類の防除を例に、鈴木委員に意見を求めたい。
- ・（鈴木委員）日本で問題となっているアカミミガメやカミツキガメとは流通量が全く異なる。過去のアカミミガメのように多量に販売される状況は考えづらい。仮に逸出して定着した際に如何に防除すべきかについては、捕獲方法が確立できるのかが重要になる。  
（戸田座長）グリーンアノールの防除でも捕獲方法の開発で苦慮しているところではあるが、樹上性のトカゲ類なので、まずは樹木の幹や枝に大型の粘着トラップを設置しての捕獲が考えられる。また、容易に捕獲が可能であれば手で直接捕まえる方法も有り得る。  
（鈴木委員）現状のアノールの捕獲手法が応用可能であると理解した。
- ・（石橋委員）生態系被害防止外来種リスト（参考資料4）への掲載は、一般国民や自治体に向けて広く普及啓発を行い、現場での行動をしやすくする趣旨なのだと思う。近年は防除方法の確立や即応性が高まっているように感じる。自治体でも、気が付いたら広まっていたという状況になる前に動きやすい。防除研究のニーズが高まっており、研究が進む可能性がある。なお、カメレオンモドキはあまり動かないのでトラップの効率は低い可能性がある。アフリカオニネズミを訓練して捕獲に使う方法も考えられる。

#### <特定外来生物に指定しない場合の留意事項>

- ・（鈴木委員）今回、特定外来生物に指定しないと判定し、後で被害が起きるなどの問題が発生した場合に、改めて特定外来生物へ指定することは可能なのか。  
（環境省）新たな知見や流通状況の変化により危機が確認されれば、改めて会合を開催して特定外来生物への指定を検討することとなる。一度、特定外来生物への指定を見送ったが後に指定されたという事例も存在する。
- ・（三谷委員）特定外来生物に指定しなかった場合、一時的に輸入が増え価格が下がる可能性があるが、人気は限定的で広がりには少ないと予想する。かつて多くのアリゲーターガーが輸入されて販売され捨てられた事例があるが、カメレオンモドキはそうにはならないと思われる。動物園、水族館での展示のニーズもあり得るが、あまりにも動かない動

物なので、展示動物としての人気はあまり出ないだろう。

- ・（石橋委員）繁殖のために野生個体を輸入して販売しようという動きはあるかもしれない。高価な種類のため投機目的のブームが起きる可能性はあるが、一時的なものであり、継続的に多数が輸入されることはないだろう。遺棄されるほどには長生きしないと思われる。
- ・（鈴木委員）資料2の1ページで「生態的被害を及ぼすおそれはない」と断言していることについて、今回の話は極めて低いだろうという議論であったはずだが、これではゼロリスクと読めてしまう。
- ・（環境省）参考資料1の外来法第22条にあるように、被害を及ぼすおそれがあるか否かを判断する必要がある。そのため現時点での判断をしてもらいたい。その後、新たな知見が得られた時に見直すことは可能だ。参考資料2に基本方針の抜粋もあり、1ページにある被害の判定の考え方に沿って資料2を作っている。
- ・（戸田座長）影響と被害は別であり、もしも今回の種類が野外に出れば何かを食べて影響を及ぼすが、許容量を超えなければ被害というレベルにはならないと思う。
- ・（石橋委員）重大な被害はないと思う。重大な被害を及ぼすかどうかに関しては、これまで野外への逸出のしやすさ、定着のしやすさがほとんど議論されてこなかったが、今後、他の外来種においても、判定の際には逸出のしやすさ等の議論は行っていくべきだろう。今回の判定で、そのことが勘案されたのはよいことである。

#### <判定について>

- ・（戸田座長）フトヒゲカメレオンモドキ (*Anolis barbatus*)、ホソカメレオンモドキ (*Anolis porcus*) は生態系等に係る被害を及ぼすおそれはないと評価し、これらを特定外来生物に指定しないことに賛同するか。  
（全委員）賛同する。
- ・（戸田座長）和名について、フトヒゲカメレオンモドキ (*Anolis barbatus*)、ホソカメレオンモドキ (*Anolis porcus*) とすること、及び科名と属名について現行の「たてがみとかげ科」を「イグアナ科」に、「アノール属」を「アノールトカゲ属」にそれぞれ変更することについて異議はないか。  
（全委員）異議なし。

#### <今後について>

- ・（環境省）この採決を受けて3月中に特定外来生物等専門家会合を书面開催し、省令改正は6月から7月頃までに完了の予定。

以上